

I 申請前に

「小分け業者」とは、小分けした農林物資に JAS マークを再び貼付する者をいいます。

「小分け」とは、一度格付したものを更に区分することをいいます。

- ・ 裁断、仕分け等で、より小さい単位に変化させること
- ・ 小さな単位をまとめて箱詰め、袋詰めする等、大きな単位に変化させること

※加工食品の申請が必要な場合

- ・ 米に精麦や雑穀、ビタミンなどの栄養素を添加して販売する
- ・ 複数の種類の食品を混合して小分けする（例：異なる種類・品種の野菜をカットして混ぜる）
- ・ 食味の向上を図る目的で同じ種類の食品を混合する（例：茶のブレンド等）

1 小分け業者認証講習会の受講

小分け業者として認証を受けるためには、小分け責任者、格付表示担当者(全員)が認証講習会の課程を修了していなければなりません。

2 申請書提出前の準備

有機農産物は、生産者が厳格な生産基準に基づいて生産した農産物です。その農産物が流通・小分けの段階で他の農産物と混合されたり、誤って混入や燻蒸処理が行われたのでは生産者の努力は水泡に帰すこととなります。また消費者の有機農産物への信頼をなくすこととなりますので、厳密な流通・保管・小分けが要求されます。そのために以下の準備をし、施設の整備、記帳、諸規程の整備、格付の表示の体制を確立して下さい。

(1) 小分け業務を行う施設について

- 支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。
 - ① 【原則】小分けの作業工程のラインが有機専用であること
(米の場合 保管－石抜き－精米－小米選別－色彩選別－計量包装など)
 - ② 専用ラインを設置できない、一部の機械を併用する場合
小分け作業の過程で他の農産物が混入しない厳格な清掃作業が必要となる。
そのために、保管場所の混入防止、精米計量包装ラインの清掃用足場の建設、清掃箇所の明示、製品保管場所の確保など施設の整備を行う。

(2) 小分け責任(担当)者、格付表示担当者の選任

- 小分け担当者
 - ・ 資格要件を満たしていること (👉P2-22)
 - 小分け責任者
 - ・ 小分け担当者が 1 人の場合：担当者=責任者
 - ・ 小分け担当者が複数の場合：認証講習会を修了した者から 1 人選任する
- ※小分け責任者は認証講習会を修了していること

小分け責任者の職務

- (1) 小分けに関する計画の立案及び推進
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置または指導

- 格付表示担当者
 - ・ 認証講習会を修了していること

- 格付表示責任者
 - ・ 格付担当者が複数の場合、1人選任する
 - ※格付表示を行う部門は営業から独立した立場になければならないが、小規模小分け業者の場合は兼務が可能。
- (3) 内部規程、格付表示規程、小分け作業マニュアル・格付表示作業マニュアル、清掃作業マニュアルの作成

内部規程・格付表示規程の作成は認証の技術的基準で義務づけられています。

 - ・ 各事業所の業態に適した内部規程・格付表示規程を作成する
 - ・ 施設設備にあった作業マニュアルを作成
 - ・ 決定した作業マニュアルに沿った作業が確実に実行されたことを示す記録簿（特に清掃）を整備する
- (4) 保管の委託

保管業務を他の倉庫業者に委託する場合は倉庫業者も認証申請者として併記して下さい。

II 認証申請書の提出

- 1 申請書の提出期間

申請の受付期間は3月1日～4月30日です。
- 2 申請書
 - (1) 申請書（様式 K-1）

本年の格付表示計画を記入、同意書に署名捺印する。
 - (2) (申請・認証)事項変更届（様式 K-1B）

継続認証で、各担当者の変更、新規に機械等の導入、施設等の改築・配置換え等を行い、申請事項に変更が生じた場合に提出する。また変更に伴う添付書類も提出する。
- 3 添付書類
 - (3) 内部規程、格付表示規程
 - (4) 自宅又は事業所までの案内図（様式 S-2）
 - (5) 機械設備の配置図と保管施設の平面図（様式 K-2）
 - (6) 清掃作業マニュアル
 - (7) 格付表示実績報告書(様式 K-3) ...継続確認申請者
 - (8) **有機米の精米・清掃・品種別受払簿**(様式 K-4) ...継続確認申請者
 - (9) 各種管理台帳
 - (10) 有機農産物等の生産行程管理者・小分け業者認証契約書...新規申請者

Ⅲ 申請書の受理と書類確認

1 受理と書類確認の方法

- (1) 認証申請書の受理は書類の不備等のチェックを経て正式に受理します。提出された申請書は認証事務局員、判定員(検査員)によって以下の項目に関して確認します。などをチェックし、不備があった場合には文書で連絡します。連絡があった場合は

- ・提出すべき書類に漏れがないかどうか。
- ・申請書と添付書類の記入に漏れや不適切な部分がないか。

速やかに対応して下さい。

1ヶ月以上過ぎた場合は申請を受理しかねることがあります。

- (2) 認証申請書を受理されたら関係書類をファイル等に整理して保管するとともに求めに応じて提示できるようにして下さい。

2 認証手数料の納付

書類受理後、受理通知と認証手数料の納付書を郵送しますので、指定口座に振込んでください。(👉 p.1-6 振込先)

通常の検査の他に追加検査、臨時検査を行う場合は、追加検査手数料(別表2)、臨時検査手数料(別表4)を別途請求します。

Ⅳ 実地検査の実施

有機農産物や有機加工食品の小分け業務が的確に行われているかどうかを評価し、有機農産物や有機加工食品の流通業者として適格性を調査します。検査員の求めに対して協力をお願いします。

1 実地検査の時期

事前に認証センターが委嘱している検査員から検査日の調整の連絡があり、検査日を決定します。検査日が決まりましたら認証センターから実地検査・調査計画書を送付します。

2 実地検査の方法と留意点

民稲研認証センター業務規程第29条に従って実地検査を行います。

検査の際は小分け責任者、格付表示担当者は立ち会い、以下に関しての準備と検査への協力をお願いします。

(1) 所要時間

施設の検査 …… 30分程度

内部規程・格付表示規程・各種記録簿の照合 …… 1時間程度

(2) 新規申請の検査ポイント

- ・保管施設、小分け・格付表示施設の検査
- ・内部規程、格付表示規程、各種マニュアルの適合性を検査
- ・有機農産物、有機加工食品の受入、小分け、計量、包装、格付・品質表示、出荷販売の手順の聞き取り

(3) 継続確認の検査ポイント

- ・保管状態、施設の清掃状態等

- ・ 内部規程、格付表示規程、各種マニュアルの見直しの結果
 - ・ 規程に基づいた小分け・格付表示が誤りなく実施されたか
 - ・ 不合格品の処理および格付表示の管理に関する記録
- (4) 改善事項、不適合事項があった場合
小分け責任者と検査員との間で実地検査・調査確認書に署名・捺印して相互に交換する。小分け責任者は実地検査・調査確認書に基づき、改善したこと、不適合を解決したことを報告書として認証センター事務局に送らなければならない。
- (5) 実地検査・調査報告書は、認証証明書に同封しますが事前に入手したい場合は申し出てください。
- (6) 昼食、手土産等の接待は行わないようお願いします。

V 判定と認証証明書の送付

1 判定と認証証明書の送付

(1) 判定の時期

判定会は必要に応じて随時行います。早めに判定作業を進めるよう努力します。

(2) 判定方法

申請書、添付書類、自己診断シート、実地検査・調査確認書及び報告書の結果をもとに判定を行います。判定の結果、認証のための条件が付された場合は速やかにその内容を連絡しますので迅速な対応をお願いします。

(3) 認証証明書の送付

判定の条件が満たされたら認証証明書を送付します。認証証明書に記載された情報に誤りがないか確認してください。誤りがあると、格付の表示、販売に重大な過失が生じることがありますのでご注意ください。認証証明書の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記し、全てを複製することになっています。認証センター複製用紙にコピーして提供してください。

2 苦情・異議申し立て及び紛争の処理について

(1) 判定結果に関して不服申し立てがあった場合は、速やかに再判定、苦情処理委員会、判定委員会等を召集し、審査を行います。

(2) 再審査の結果については、速やかに申し立て人に通知します。

3 ホームページによる公開と農水省への報告

認証した小分け業者は認証センターのホームページ上での公開と独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）を通じて農林水産大臣に報告されます。

VI 認証を受けてからの留意点

1 JAS マークの購入及び作成

JAS マークは認証が下りた時点から使用することが可能です。

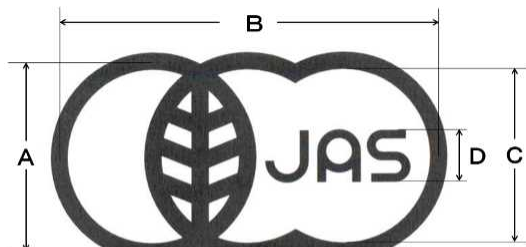
JAS マークの使用については受払簿(K-4)等に正確に記帳し、申請時に昨年使用した枚数を格付表示実績報告書(K-3)で報告してください。

(1) 購入について

JAS マークを認証センターから購入する場合、電話あるいは「JAS シール・独自表示シール注文票」に必要事項を記入して FAX してください。料金は 10 円/枚(税込)です。

(2) 作成について

JAS マークを印刷、パソコン及びスタンプで作成使用する場合、使用枚数、使用回数を適正に管理し証明できれば使用することができます。申請書添付書類「JAS マーク、品質表示の作成について」でデザインを事前に事務局へ届け出て下さい。

JASマークの様式 (飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法)	
 <p style="text-align: center;">認 証 機 関 名 認 証 番 号</p>	<p>(1) Aは、5mm以上とする。</p> <p>(2) Bは、Aの2倍として、Dは、Cの3/10とする。</p> <p>(3) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとする。</p> <p>(4) 認証機関名は、略称を記載することができる。</p> <p>(5) 認証番号は、飲食料品の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物の生産行程管理者、小分け業者を特定することができる場合には、記載しないことができる</p>
<p>・AとBは、外円と内円の間(線幅の中心)を通る線とする。</p> <p>・Cは、内円(内輪)を長さとする。</p>	<p>・認証機関名は「一般社団民稲研認証センター」「民稲研認証センター」または「RROFI」</p> <p>・色は自由。</p>

2 食品表示基準 (別表第 24 生鮮食品の個別の表示事項 [玄米及び精米])

項 目	記 載 方 法
名 称	①玄米にあつては「玄米」と表示する。②もち精米にあつては「もち精米」と表示する。③うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が 80%未満のものにあつては「うるち精米」又は「精米」と表示する。④うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が 80%以上のものにあつては「胚芽精米」と表示する。ただし、有機米の場合は名称欄に「有機」等と記入する。
原料玄米	単一原料米と、それ以外とに分類し、それぞれの表示方法に従って、産地等を記載する。産地・品種・産年は品質検査を受けないと表示できません。
内容量	g [グラム] または kg [キログラム] で単位を明記する。精麦または雑穀を混合したものは、合計した内容重量を表示し、その表示の次にかっこをつけて精麦または雑穀の一般的な名称と重量および単位を併記して記載する。

精米年月日	<p>玄米は原料玄米を調製した年月日（もみ摺りした日または袋詰めした日）を、精米は原料玄米を精白した年月日を記載する。調製年月日、精米年月日の異なるものを混合したものについては最も古い調製年月日、精米年月日を記載する。</p> <p>ただし、精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、様式のそれぞれの欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。</p>
販売者	<p>販売者の氏名または名称、住所および電話番号を記載する。表示を行う者が精米工場である場合は「販売者」に代えて「精米工場」と記載する。</p>

3 袋詰め玄米・精米の品質表示Q & A

〈Q1〉 玄米または精米に、①精麦または雑穀を混合した商品、②ビタミン強化米を混合した商品は玄米及び精米品質基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればよいのですか。

〈答〉 1 ① 精麦または雑穀を混合した商品は、生鮮食品品質表示基準で、米穀を「精麦または雑穀を混合したものを含む」と規定していますので、玄米及び精米品質基準の対象となります。

② ビタミン強化米は精米にビタミンなどの栄養素を添加したものであり、精米としての本質は変わらないので、ビタミン強化米を混合した商品は、玄米及び精米品質表示基準の対象となります。

2 具体的な表示方法は、玄米及び精米品質表示基準の規定に従い、内容量は精麦等を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して「精麦」、「あわ」、「ひえ」等最も一般的な名称にその重量を併記して記載します。

なお、ビタミン強化米を混合した商品の表示に当たっては、精麦または雑穀を混合した場合の表示方法と同様の扱いとします。

※ 精麦または雑穀を混合したものやビタミン強化米は加工食品にあたります。

〈Q2〉 赤米、黒米、紫黒米と呼ばれているいわゆる古代米も玄米及び精米品質基準の対象になるのですか。この場合、どのように表示すればよいのですか。

〈答〉 1 これらのいわゆる古代米はその玄米の表皮の色沢等から「赤米」、「黒米」、「紫黒米」等と呼ばれていますが、いずれも玄米に該当しますので、玄米及び精米品質表示基準の対象となります。

2 また、品種の特定はできませんが、赤米、黒米、紫黒米等は一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と記載して差し支えありません。

〈Q3〉 特定の生産者(グループ)と消費者(グループ)が、品質、価格について契約を交わして取引する場合も表示しなければならないのですか。

〈答〉 表示はすべての販売者に義務付けられていますので、特定の生産者(グループ)が特定の消費者(グループ)と契約を交わして取引を行っている場合も販売業者として表示を行うことが必要となります。

〈Q4〉 通信販売する精米も対象となるのですか。

〈答〉 通信販売するものであっても、精米を一般消費者に販売する場合には表示が必要です。

4 米トレーサビリティ制度について

米・米加工品についての取引等の記録・保存(トレーサビリティ)、産地情報の伝達が義務化されています。

(1)取引等の記録の作成・保存（平成 22 年 10 月 1 日施行）

米・米加工品について①取引、②事業所間の異動、③廃棄などを行った場合には、その記録を保存します。

記録の保存期間は、取引等を行った日から原則 3 年間です。

（賞味期間等に応じて、3 ヶ月間、3 年間、5 年間と異なります。）

(2)産地情報の伝達について（平成 23 年 7 月 1 日施行）

○事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等商品の容器・包装の記載により、産地情報の伝達が必要です。ここで、伝票等とは、納品書、送り状、規格書等を指します。

○一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、玄米、精米、もち（一部）のように、食品表示法で原料原産地表示の義務がある場合は、食品表示法に従い、これまでどおり表示して下さい。

5 格付表示及び格付表示実績の報告

- (1) 有機農産物や有機加工食品の入荷、保管、調製、小分け、格付表示、販売の各段階で記録をとるとともに「格付表示業務規程」に基づいて JAS マークを貼付して販売して下さい。なお、小分け格付表示に関する記録は下表の期間保存して下さい。

		出荷～消費の見込み期間	
		1 年未満	1 年以上
賞味期限	あり	格付の日から 1 年間	消費期限または賞味期限までの期間
消費期限	なし	出荷の日から 1 年間	出荷の日から 3 年間

- (2) 3 月末日で締め切り、過去 1 年間の格付表示の数量を「格付表示実績報告書」(K-3) に記入し、申請書に添えて認証センターに報告して下さい。

6 各種記録簿の記帳と保管

小分け作業記録簿、格付表示記録簿、入出庫記録簿、精米出荷販売記録簿等は重要書類となりますから記帳と保管を行い実地検査の際に提示できるよう準備しておいて下さい。内部規程、格付表示規程、作業マニュアルは見直しを行い見直し日を規程下段に記録してください。さらに、年に一度内部監査を実施することを心掛けて下さい。